

○須賀川市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市有財産を広告媒体として活用し、民間事業者等（以下「事業者等」という。）の広告を掲載し、又は掲出することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 市有財産への広告掲載は、事業者等との連携により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市のホームページ、印刷物、物品その他本市の資産のうち広告を掲載し、又は掲出することが可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出すること（広告付物品受入、ネーミングライツ等を含む。）をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人の名刺広告又は個人若しくは団体の意見広告に関するもの
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 良好な景観の形成、風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (8) 市有資産の性質等に照らし、広告掲載することが適当でないと認められるもの
- (9) その他広告掲載をすることが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の募集方法等)

第5条 市長は、広告を募集するときは、広告媒体ごとに次に掲げる事項を別に定めるものとする。

- (1) 広告を募集する広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告掲載料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項各号に定める事項に係る事務については、広告を募集又は掲載しようとする所管部署において処理するものとする。

(広告決定の優先順位)

第6条 広告掲載を決定する場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1位順位 市内に本社、本店等を有する事業者等
- (2) 第2位順位 市内に支社、支店、営業所等を有する事業者等
- (3) 第3位順位 その他の事業者等

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、広告掲載の申込みのあった広告について、関係法令及びこの要綱の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告主の責務等)

第8条 広告掲載をする者（以下「広告主」という。）は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載をする版下原稿及び広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事件を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、解散等により広告掲載をする必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (6) 広告の内容が、第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (7) 広告主が広告掲載料を納付しないとき。
- (8) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 市長は、広告主から広告掲載料の納付を受けた後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、原則として掲載できなかった期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを市長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告審査)

第12条 市長の広告媒体及び広告掲載の決定に当たっては、広告を募集又は掲載しようとする所管部署において審査を行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は事前に市政経営会議に付議する。

2 前項の場合においては、管財係長、行政管理課長補佐及び行政管理課長を経て、総務部長に合議しなければならない。

3 第1項における審査は、広告掲載審査票（第1号様式）により行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日要綱第2号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。